# ○阿南市こどもまんなか会議条例

平成２５年９月２６日
阿南市条例第２３号

（設置）

第１条　こども基本法（令和４年法律第７７号。以下「法」という。）第２条に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するため、阿南市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　こどもまんなか会議は、次に掲げる事務を処理する。

（１）　こども施策の推進に関する事項

（２）　法第１０条第２項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関する事項

（３）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第７２条第１項各号に掲げる事項

（４）　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第８条第１項に規定する市町村行動計画に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項

（組織）

第３条　こどもまんなか会議は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　支援法第６条第２項に規定する保護者

（２）　事業主を代表する者

（３）　労働者を代表する者

（４）　支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）又はこども施策に関する事業に従事する者

（５）　子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験を有する者

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　こどもまんなか会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、こどもまんなか会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第６条　市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、こどもまんなか会議に専門委員若干人を置くことができる。

２　専門委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

３　専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会議）

第７条　こどもまんなか会議の会議は、会長がこれを招集する。

２　こどもまんなか会議は、委員及び議事に関係のある専門委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

３　こどもまんなか会議の議事は、出席した委員等の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

５　こどもまんなか会議の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成１２年阿南市条例第３７号）第７条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　こどもまんなか会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

（会議の運営）

第９条　この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営に関し必要な事項は、会長がこどもまんなか会議に諮ってこれを定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年６月２９日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年６月２７日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月２６日条例第１０号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（阿南市次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例の廃止）

２　阿南市次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例（平成１６年阿南市条例第２号）は、廃止する。